

(介護予防) 訪問リハビリに  
おける重要事項説明書・契約書

(令和7年5月1日現在)

指定（介護予防）訪問リハビリテーションの開始にあたり、説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 事業者名称 | 医療法人 梶原病院                        |
| 所在地   | 大分県中津市中殿町3丁目29番地8                |
| 代表者名  | 理事長 梶原 諭                         |
| 電話番号  | 電話 0979-22-2535 FAX 0979-22-7807 |

## 2. 事業所概要

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 事業所概要 | 梶原病院 訪問リハビリテーション                 |
| 所在地   | 大分県中津市中殿町3丁目29番地8                |
| 管理者   | 野田 貴雄                            |
| 電話番号  | 電話 0979-22-2535 FAX 0979-22-7807 |

## 3. 事業の目的

居宅において、主治医が訪問リハビリの必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問リハビリを提供することを目的とします。

## 4. 事業所の運営方針

（１）梶原病院訪問リハビリテーション（以下、「事業所」とします）は、訪問リハビリを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

（２）事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問リハビリの提供ができるよう努めます。

（３）事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

## 5. 事業所の職員体制と職務

| 職種            | 人員       |
|---------------|----------|
| 理学療法士（管理者を含む） | 常勤・兼務：1名 |
|               |          |

## 6. 営業時間

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 営業日  | 月曜日～金曜日（国民の休日：振替休日も含む）       |
|      | （12月31日～1月3日、8月14日～8月15日を除く） |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時                 |

## 7. 営業地域

旧中津市とします。

## 8. 提供するサービスの内容

利用者の状況に応じた身体的・精神的機能等の動作等のリハビリ・援助を行います。

- ①病状・全身状態（バイタルチェック・問診など）の観察
- ②機能評価（病状や身体機能の把握など）
- ③生活動作訓練（歩行・食事・排泄・着替え・座位保持など）
- ④マッサージ（麻痺や褥瘡予防のため）
- ⑤療養生活や介護方法の指導・相談
- ⑥リハビリ訓練・リハビリ指導・介助方法等
- ⑦摂食嚥下訓練（口腔ケア・口腔体操・食事内容のアドバイスなど）

## 9. 利用料

利用者は、梶原病院 訪問リハビリテーション料金表（別紙）に定めた訪問リハビリサービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

### （1）支払方法

【口座振込の場合】

請求書発行から月末までに指定口座へ振り込みとなります。振込手数料は利用者負担となります。振込の確認が取れましたら、次回訪問時に領収書を発行致します。

【現金払いの場合】

請求書発行から月末までの訪問時に集金し、次回訪問時に領収書を発行致します。

### （2）キャンセル料

訪問リハビリの利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

| ご連絡をいただく時間       | キャンセル料                 |
|------------------|------------------------|
| 前日までにご連絡をいただいた場合 | 無料です                   |
| 当日にご連絡をいただいた場合   | 予定されたサービス料金の10割を請求致します |

※ただし、利用者の急な入院時の場合には、キャンセル料は請求致しません。

## 10. サービス利用に関する留意事項

- (1) 職員は、利用者の金銭の管理、金銭の貸借などは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) 訪問リハビリスタッフは、利用者の身体・精神の機能維持・回復のため療養上の世話をを行うこととされています。それ以外の業務を行うことは出来ません。
- (3) 職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねますので、ご了承ください。
- (4) 訪問車で伺いますので、駐車ができる場所をご準備願います。
- (5) サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問リハビリの妨げになることや、噛みつく恐れがあります。万が一、噛みつく等の事故が発生した場合、治療費の請求をお願いする場合があります。
- (6) 職員に対するハラスメント行為、無断での写真や動画撮影・録音など、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を終了する場合があります。

## 11. 緊急時等の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

## 12. 事故発生時の対応

- (1) 訪問リハビリの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問リハビリの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 13. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行います。

## 14. 秘密の保持

事業所の職員は、当事業を行う上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

## 15. 記録の保存及び個人情報の開示

- (1) 事業者は、利用者に対する訪問リハビリの提供に関する記録を整備し、訪問リハビリの契約終了後5年間保存します。
- (2) 事業者は、利用者より個人情報の開示を求められた場合は、事業所の情報提供の手続きに従って開示します。

## 16. 利用者等への不適切な対応防止

事業所は、利用者等の人権の擁護や虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 17. 苦情申し立て窓口

|                        |      |                |
|------------------------|------|----------------|
| 梶原病院<br>事務長 白木原忠       | 所在地  | 中津市中殿町3丁目29番地8 |
|                        | 電話   | 0979-22-2535   |
|                        | 受付時間 | 8:30~17:00     |
| 中津市役所<br>介護高齢者福祉課介護保険係 | 所在地  | 中津市豊田町14番地3    |
|                        | 電話   | 0979-22-1111   |
| 大分県国民健康保険団体連合会         | 所在地  | 大分市大手町2丁目3番12号 |
|                        | 電話   | 097-534-8475   |

## 18. 虐待防止について

当事業者は、利用者等の人権に擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。  
虐待防止責任者 梶原病院 事務長 白木原忠
- (2) 成年後見人制度を支援します。
- (3) 虐待等に対する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対し虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

令和 年 月 日

訪問リハビリの開始にあたり、重要事項・利用料金等について文書で説明致しました。

事業所名 梶原病院 訪問リハビリテーション

説明者      野田   貴雄   印

訪問リハビリの開始にあたり、重要事項・利用料金等について文書で説明を受けました。

利用者氏名 代筆者氏名 続柄 ( )

代理人氏名 続柄 ( )